

ふじみ野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業(法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。)並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下「運営基準」という。)を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業(法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。)並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下「運営基準」という。)を定めるものとする。</p>